

2019年2月15日

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷欽一郎 殿
全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 新屋 義信 殿
一般社団法人 日本港運協会
会 長 久保 昌三 殿

中央労働委員会

一般社団法人日本港運協会争議
(団交促進等) あっせん

あっせん員 荒木 尚志
あっせん員 種岡 成一
あっせん員 長崎 文康

あっせん案

今次争議は、下記により解決を図られたい。

記

団体交渉における使用者の行為は、公正取引委員会競争政策研究センター「人材と競争政策に関する検討会報告(平成 30 年 2 月 15 日)」でも確認されているとおり、独占禁止法上の問題とはならないと解されるため、労使双方は、産業別最低賃金について、真摯に協議を行い、その解決に努めること。

以上